

第 5 号議案

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償
に関する条例等の一部改正について

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年長岡京市条例第 4 号）、長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年長岡京市条例第 8 号）及び長岡京市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年長岡京市条例第 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 19 号）の施行により、会計年度任用職員に対して勤勉手当が支給されることに伴い、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 長岡京市会計年度任用職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年長岡京市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能労務職員」という。)に限る。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員(技能労務職員を除く。)にあっては報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>をいう。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第14条 【略】</p> <p>(<u>勤勉手当</u>)</p> <p><u>第14条の2 給与条例第15条の7の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第15条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第15条の4から第1</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>をいい、同項第1号の規定により採用された会計年度任用職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)(法第57条に規定する単純な労務に雇用される者(以下「技能労務職員」という。)に限る。)にあっては給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当<u>及び期末手当</u>をいい、パートタイム会計年度任用職員(技能労務職員を除く。)にあっては報酬<u>及び期末手当</u>をいう。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>第14条 【略】</p> <p>【加える】</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当)</p> <p>第24条 給与条例第15条の4から第1</p>

改正後	改正前
<p>5条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条の4第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき給料又は報酬の月額（日額又は時間額で給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料又は報酬（規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p><u>（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）</u></p> <p><u>第24条の2 給与条例第15条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき給料又は報酬の月額（日額又は時間</u></p>	<p>5条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第15条の4第3項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）においてパートタイム会計年度任用職員が受けるべき給料又は報酬の月額（日額又は時間額で給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料又は報酬（規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 【略】</p> <p>【加える】</p>

改正後	改正前
<p><u>額で給料又は報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における給料又は報酬（規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額）</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第15条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。</u></p>	

（長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 長岡京市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年長岡京市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2 前項の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第19条 【略】</p> <p>2 前項の手当の種類は、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p>

（長岡京市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 長岡京市職員の育児休業等に関する条例（平成4年長岡京市条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条 【略】</p> <p>2 給与条例第15条の7第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員<u>（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）</u>のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤</p>

改正後	改正前
<p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>	<p>務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。